令和7年度 会計年度任用職員 募集要件等		
仕事内容	職種	福祉まるごと相談室専門員(福祉職)
	仕事の内容(主な内容)	福祉まるごと相談室(※)における福祉職としての相談業務等 ※地域の身近な相談窓口として、属性や世代等を問わず、包括的に相談を受け止める窓口となっております。相談を受け止め、各種制度につなぎ、必要に応じて 伴走支援を行います。
	雇用形態	第1種会計年度任用職員
	雇用期間	令和7年7月頃 ~ 令和8年3月31日(契約更新可) ※順次進めている「福祉まるごと相談室」開設時期に合わせて雇用を考えておりますので、状況により雇用開始が変更になる場合もあります。
	就業場所	福祉まるごと相談室(松阪市内)
	年齢、学歴	不問
	必要なPCスキル	パソコン(ワード、エクセル)の基本操作
	必要な免許・資格	社会福祉士の資格を有しており、福祉に関する相談業務に1年以上従事した経験があるもの
賃金・手当・保険	基本給	月給 270,000円
	時間外手当	あり
	通勤手当	実費支給
	昇給制度	あり(上限有)
	賞与	あり(任用期間6か月以上) ※6月と12月に0.9月分を支給。 在職期間や勤務状況によっては、支給額が調整される可能性あり。
	加入保険等	雇用保険、公務災害保険、健康保険、厚生年金
労働時間	就労時間	8時30分~17時00分
	休憩時間	60分
	年間休日数	約120日
	休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日) ※開設場所によっては土日祝勤務があります。
休暇	年次有給休暇等	【年次有給休暇】 最大20日付与(継続年数および年間勤務日数により変動) 【その他の休暇】 松阪市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則による